



中津市監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度定期監査の結果を
別紙のとおり公表する。

令和7年12月9日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 山国支所総務・住民課
山国支所地域振興課
総務課
税務課
2. 監査の対象期間 令和6年度分
3. 監査の実施期間 令和7年10月9日～令和7年12月9日
4. 監査を実施した監査委員 岡 雅一・木ノ下 素信

5. 監査の着眼点及び実施方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和7年12月16日(火)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【山国支所総務・住民課】

(指摘事項)

(1) 支出事務について

(山国支所建具修繕業務)

山国支所内の建具修繕の依頼に際し、事前に詳細な内訳を含む見積書を徴収せず、業者から提示された金額で発注している事例が確認された。

詳細な見積書での比較検討を行わず、結果的に相場と比較して高額な費用での発注となった行為は、公金を支出する責任の自覚が欠如していると言わざるを得ない。

今後は、支出する費用が貴重な公金であることを今一度深く認識し、最小の費用で最大の効果を得るという経済性の原則を最優先に、支出の適正性を確保する意識改革を行われたい。

(2) 契約事務について

(火災報知機修繕業務)

山国支所内の火災報知機修繕業務において、契約日、工期、見積参加業者、見積執行日、検査年月日、引渡年月日、請求日、支払日のすべてが同一であり、明らかに入札を避けるために一つの修繕業務を書類上分割していると思われる事例が確認された。

中津市随意契約ガイドライン4頁にあるように、予定価格が随意契約可能な少額に収まるように社会常識の範囲を超えて分割発注するような行為は実質的には違法行為であり、行ってはならない。

地方公共団体の契約の方法は入札によることが基本であり、随意契約は競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であることを十分に認識し、競争性・透明性・公平性の確保を図るためにも、今後、このようなことが無いよう中津市契約事務マニュアルや中津市随意契約ガイドラインに沿った適正な契約事務を遂行されたい。

【山国支所地域振興課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

(コアタワー利用料)

現在の契約が2年毎に自動更新することから、財産の適正な管理や賃料改定の機会が疎かになっている。

実際、賃料に関しては一度も見直しが行われておらず、電気料金の変動、建物の評価額等が全く反映されていないことから、早急に契約条項を見直し、自動更新ではなく契約期間を設けた適正な契約を求める。

(2) 支出事務について

(補助金の実績報告書)

周辺地域振興対策事業補助金及び中津市観光イベント補助金交付団体等からの実績報告書において、支出証憑書類として添付されている書類が請求書だけで領収書がないものや、領収書だけで請求書がなく内容が確認出来ない支払が散見される。

また、写真の添付だけで具体的な内容、参加人数など詳細が確認出来ないものがあることから、中津市補助金事務ガイドラインに則り、提出された書類が適切であるか確認し、不備がある場合は修正・再提出を指導されたい。

(3) 契約事務について

(競争入札の執行)

修繕及び委託業務において、同時期・同一箇所での随意契約が多数見受けられた。

これらの随意契約は、集約して競争入札を行うことで競争性・透明性・公平性の確保が図られ、経費の節減が期待できると考える。

事前に一括発注の可否を十分検討し、中津市随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理の徹底を求める。

(4) その他

(監査の結果)

前回(令和3年度)の定期監査で指摘された事項で改善されていないものが多数見受けられた。

監査の結果は必ず課内で共有し、異動等で担当が変わっても確実に引継ぎができるよう注意されたい。

【総務課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

【税務課】

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。